

瑞穂市社会福祉協議会について

○社会福祉協議会（社協）とは？

社協とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

社会福祉法という法律に基づき、全国、県、市町村単位で設置されており、地域に暮らす皆さま、自治会関係者、民生児童委員、社会福祉や教育関係者等のご協力の下、地域の人々が安心して住み続けることができる「福祉のまち」を目指して様々な活動を行っています。

○活動の区分を紹介します。（裏面組織図参照）

1. 地域福祉課の事業

現在及び未来に向けて、国内において少子高齢化・人口減少、世帯の単独化がますます進む中、人々が住み慣れた地域で、安心・安全、健康に過ごすために、顔なじみの関係や絆の醸成、助け合い、支え合いが必要といわれています。

今、地域（瑞穂市では小学校区単位）に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が入って、地域の課題や人々の絆づくり、福祉の支え合いができるために今後どうしていくとよいかなどの、話し合いを行っています。

その他、サロンや様々な集いの場、福祉に関する意識啓発事業、小中学校等と協働した「福祉共育」の講座や体験学習事業、ボランティアの活動支援、福祉協力員研修、福祉車両や用具、レクリエーション備品の貸出などを実施しています。

2. 地域包括支援センターの事業

おもに介護保険制度に基づき、サービスの利用や生活上の困りごとなどの高齢者（65歳以上）の総合相談窓口として、又、介護保険の要支援認定者等の介護サービスを利用するためのケアプランの作成、介護事業所のケアマネジャーさんの支援、介護予防や認知症施策などの事業を行っています。

3. 福祉総合相談センターの事業

おもに65歳未満のかたの総合相談窓口として、又、その他法律相談などの相談事業や、現在のコロナ禍による生活困窮救済の特例貸付をはじめとした困窮者支援、就労に関する支援、障がい者の福祉サービス利用を含めた日常生活の計画を立て、自立支援につなげる障がい相談支援事業、障がい等により支援を必要とする人の居場所づくり、学習支援、子ども食堂の支援などの事業を行っています。

4. 福祉作業所の運営事業

障がいのあるかたの自立支援のための障害福祉サービス事業所として福祉作業所「豊住園」「すみれの家」の運営などを行っています。

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会組織図

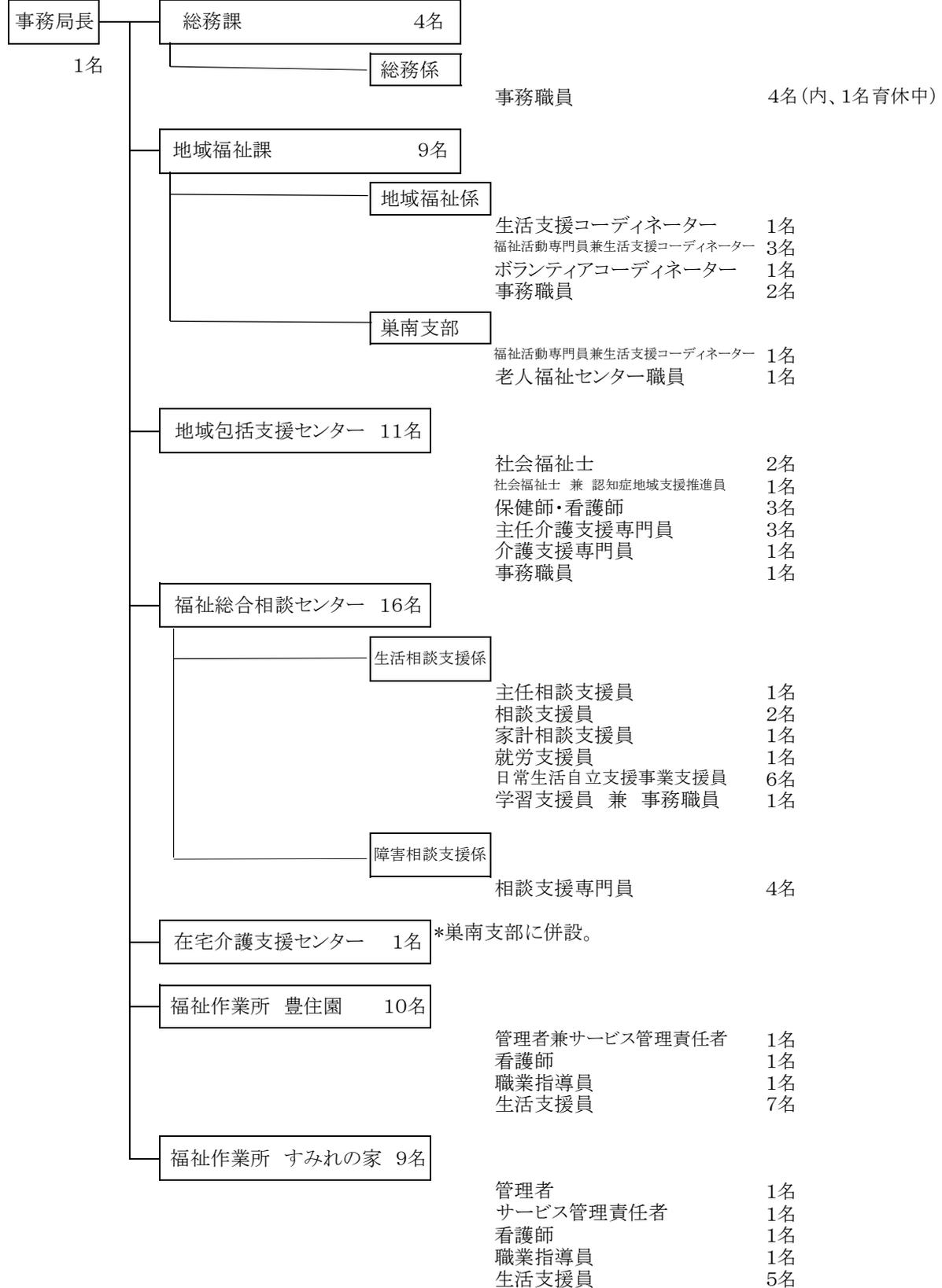
令和5年4月1日現在

理事 10名	
会長	松原 隆行
副会長	加藤 裕貞
常務理事	児玉 太

監事 3名

評議員 20名

<事務局>



令和5年度
事業計画書

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

令和5年度

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会「事業計画」

～「ともに支え合い ともに創る

安心していきいきと暮らせるまち みずほ」

の実現に向けて～

<基本方針>

急速に進行する少子高齢化と人口減少とともに、新型コロナウイルス感染防止の取組みなどにより地域の関わりの希薄化や経済活動の低迷が顕著となってきました。そういった中で不登校や引きこもり、高齢者や障がい者の孤立、長引く経済情勢の影響での経済的困窮など地域や住民をとりまく、複合・複雑化した課題が表面化してきました。

国は、このような中で、課題を包括的に受け止め、様々な支援機関が協働して解決していく「重層的支援体制」の整備を進め、住民や地域とともに解決していく方針を打ち出しています。

こうした方針は、誰もが住み慣れた地域で活躍できる社会、「支える側」「支えられる側」を越え支え合う「地域共生社会」の考えや、「誰一人取り残さない」を理念に国連で提唱された持続可能な開発目標“SDG s”を根底としたものです。

令和5年度、瑞穂市社会福祉協議会は合併20周年の節目の年を迎えます。

これまでの活動を振り返り、社会福祉協議会合併20周年記念事業として位置付ける社会福祉大会にて、改めて住民や関係機関の協力を払うとともに、「ともに支え合い、ともに創る、安心していきいきと暮らせるまち」の実現に向け、これまで以上に住民や関係機関、行政と連携・協力し、地域の支え合い、つながりづくりを進めていきます。

令和3年度を初年度として策定した「瑞穂市地域福祉活動計画」を推進の柱とし、住民ができること、やりたいことをちょっとした体験・実行につなげるなど創意工夫し問題の解決を目指し、人と人の繋がりを絶やさないアプローチの視点を持ち事業を展開していきます。そういった取組みの中で地域住民から信頼される社会福祉協議会及び本会職員を目指していきます。

なお、その際の本会職員の行動にあたっては、以下の倫理綱領（及び職員行動指針）により取り組みます。

- 1 私たちは、すべての人をかけがえのない大切な存在として尊重し、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての尊厳を守ります。

(行動の指針) 法令順守、人権擁護

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者が、社会を構成する一員として地域活動に参加し、心豊かに暮らし続けられるよう寄り添いながら支援します。

(行動の指針) コミュニケーションと地域づくり、伴走型支援

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、知る権利を尊重します。

(行動の指針) 説明責任、情報公開

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者の生活におけるプライバシーを常に尊重し、個人の情報を適切に保護します。

(行動の指針) プライバシーの尊重と個人情報の適切な取扱い

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者の声に耳を傾け、不当・過度の干渉を行うことなく、自らの意思によって選択し決定することを尊重します。

(行動の指針) 自己決定の尊重、意思決定支援

- 1 私たちは、自らの専門的な役割と使命を自覚し、知識・技術のさらなる研さんに努め、常に良心に従い誠実に行動します。

(行動の指針) 自己研さん、チームワーク、多様な組織との連携

- 1 私たちは、福祉の担い手として持続可能な社会を目指し、自然環境に配慮して活動します。

(行動の指針) 環境保全と安全衛生、社会貢献の推進、災害発生時の役割、危機管理の徹底

<重点事業>

1 地域の支え合い体制の推進

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域における支え合いの体制整備を地域住民・関係機関とともに推し進めていく。体制整備にあたっては、既存の活動・組織、地域福祉の向上につながる機能等を十分活用することや、ネットワーク化を意識して進める。
- ・福祉共育※で、地域の大人や子どもと一緒に地域福祉を学び、将来の地域福祉像を描き、実践展開を行うことで、地域ごとに安定した住民福祉の基盤づくりを行う。

(※共育とは・・・学校・教師・親などで行う「教育」だけでなく、多様な立場や領域の人、組織が連携して教育を担うこと、あるいは教育を行う側と受ける側がともに学び成長すること、などを意味することば。)

2 災害に強いまちづくり

- ・災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑にでき、住民の日常生活を早期に復旧・復興できるように体制整備を行う。

- ・災害時に支援者となれる人材の育成を行う。

3 関係機関との連携の推進

- ・地域ケア会議や医療介護連携推進事業、認知症総合支援事業等の様々な機会において、顔の見える関係づくりを強化していけるように取り組む。

4 社協内のチームワーク強化

- ・高齢、障がい、困窮、子ども支援などの福祉課題に対し複合的な対応を求められる社会において、職員一人ひとりが専門職として、常に自らの人間力と専門的知識・技術の向上、経験の蓄積に努めるとともに、社協内の業務の連携を意識して取り組む。担当する業務のみならず、広く連携・協働した支援や、問合せ等に対する職員のつなぎができる環境をつくる。

5 事務体制の効率化・省力化

- ・本会を取り巻く近年の社会的・経済的な厳しさを反映し、財源的にも苦しい状況にある。さらに今後においても向上する見込みは難しいところ、本会としても、できる限りの事務の効率化に取り組む。

6 ポストコロナの事業再開に向けて

- ・その場面や時節において、最も必要な感染症対策を確実に実行する。
- ・コロナ禍で広がったりリモートによる会議、行事（講演会）、研修の開催・参加などにつき、その場面や状況の中で最適な方法を選択し進める。

<事業計画>

1 地域福祉事業

(1) 地域の支え合い体制の推進 7,075千円

- ①見守り体制の構築（会費事業）
 - ・福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長が連携した見守り体制構築 → 3者合同参加での福祉協力員研修会の実施
 - ・小学校区での活動を見据えた検討、移行支援
 - ・地図システムの活用
- ②ふれあい・いきいきサロンの推進（会費事業・共同募金配分金事業）
 - ・運営支援
 - ・サロンボランティア交流会の開催
 - ・サロン代表者連絡会の開催
- ③多様な集いの場の開設支援（会費事業）
 - ・出張サロンの実施
- ④地区社協の運営支援・設立支援（会費事業）
 - ・牛牧地区社協について、運営支援を行う。
 - ・穂積地区社協について、令和5年度の設立及び設立後の運営支援を行う。
 - ・地区社協の設立にあたっては、地区の状況を考慮しつつ、校区活動組織等との連携・協働を図るとともに、地域住民・地域団体による福祉問題解決に向けての動き（=機能）の充実を念頭において支援を行う。
- ⑤福祉に関する意識啓発（共同募金配分金事業）
 - ・地域福祉推進セミナーの開催（社会福祉大会の事業内で開催）
- ⑥買い物等支援事業の実施（会費事業・共同募金配分金事業）
- ⑦自治会連合会、民生委員・児童委員協議会との協働、連携

(2) 生活支援体制整備事業 8,237千円

- ①第1層生活支援体制整備事業の推進（市受託金・会費事業）
 - ・第1層生活支援コーディネーターの配置
 - ・瑞穂市支え合い推進会議（第2層協議体やその他関係者同士の情報交換、交流、協議、連携の場）の開催
 - ・支え合いのまちづくり講演会の開催（年1～2回）
 - ・生活支援活動の推進
 - ・市民への研修参加機会の提供
- ②第2層生活支援体制整備事業の推進（市補助金・会費事業）
 - ・第2層生活支援コーディネーターの配置
 - ・小学校区地域支え合い推進会議の運営支援

- ・住民による福祉活動の支援や参画
- ③第2層協議体未設置地区への啓発、設立支援（会費事業）
 - ・地域福祉懇談会の開催
 - ・設置地区の情報提供支援
 - ・校区内の連携、協働の体制づくり

(3) 福祉共育の充実（会費事業） 132千円

- ①福祉学習授業支援

小、中学校、大学等に対し福祉共育授業（講座、車いす等体験学習）を支援し、福祉に関する意識啓発を行う。
- ②地域団体への出前講座の実施

住民に対し福祉や共生に対する意識の醸成を図る。
- ③学校・地域・社協の連携強化

学校、地域、社協で連携・協働し、子どもも大人も共に考え、学び、共に育つ（今後の生活に役立てる）ことができる福祉共育を目指し取り組む。

(4) 貸出事業（会費事業・共同募金配分金事業） 398千円

- 市内の事業所と連携を図るなど、市民への周知を徹底し、より多くの人々の利用・活用を促す。
- ①福祉機器の貸出
 - ・車いす、歩行器、四点杖の貸出（貸出期間により有料）
 - ②福祉車両の貸出
 - ・特殊車両の貸出（燃料費一部実費負担）
 - ③備品貸出
 - ・高齢者疑似体験セットやレクリエーション等の福祉関係備品の貸出

(5) 第3次地域福祉活動計画（R3～R8）進捗管理

- ・進捗について、事務局内で毎年度評価を行う。

(6) 福祉活動専門員の配置（市補助金事業） 43,318千円

地域組織化活動（小学校区ごと福祉活動等）に主体的に関わる専門職（福祉活動専門員・第2層コーディネーター）を配置する。

(7) 福祉センター(ココロかさなる CCN センター※＝瑞穂市総合センター内) 管理事業

福祉センターの一部管理・運営補助を行う。

※ 瑞穂市総合センターは、瑞穂市のネーミングライツの取組みにより、令和5年4月より（5年間）、「ココロかさなる CCN センター」の愛称で呼ばれることとなる。

2 高齢者福祉事業

(1) 地域包括支援センターの運営（もとす広域連合受託金事業 包括的支援事業）

69,408千円

①総合相談・支援事業

地域住民の多様な相談に応じて対応できるよう、情報収集や情報提供等、関係機関と連携して対応する。

- ・高齢者の相談支援や実態把握
- ・「シニアのための生活情報ガイド」の発行
- ・夜間・休日時の対応

②権利擁護事業

権利擁護に関する啓発活動を行いながら、複雑化する相談に対応していく。

- ・高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応
- ・判断能力を欠く状況にある人への対応

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員への支援を通して、市民の自立に向けた支援を目指す。

- ・みずほケアマネサロンの開催
- ・介護支援専門員への個別的な支援や相談

④地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を通して、市民の自立につながるような支援の検討、地域課題の抽出などに取組む。

- ・小地域ケア会議：定期開催のほか、地域からの相談に応じて開催
- ・特定事業所集中減算についての協議

⑤在宅医療・介護連携の推進（瑞穂市・医師会協働事業）

医療や介護が必要な方が地域で暮らし続けられる地域としていくために、地域住民へ「自助・互助・共助」の視点を広めつつ、医療介護関係者の多職種連携を図っていく。

- ・在宅医療連携推進のための啓発（瑞穂市・社協共催事業）
- ・多職種連携のための研修会の開催（瑞穂市・社協共催事業）
- ・地域在宅医療連携コーディネーターとの連携

⑥生活支援サービスの体制整備

地域住民による支え合いの活動のための「生活支援体制」の構築のため、生活支援コーディネーターと連携し活動していく。

⑦介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者や要支援認定者の自立に向けて支援を行う。

- ・第1号介護予防支援事業等
- ・指定介護予防支援

⑧介護予防体制の充実

介護予防の取組みを地域へ広げるため、啓発活動や住民主体の活動への支援等を行う。

- ・地域団体への出前講座の開催
- ・地域包括支援センターだよりの作成（年6回発行予定）
- ・介護予防活動団体補助金の交付
- ・みずほ生き活きサポーター養成講座の開催
- ・みずほ生き活きサポータースキルアップ研修
- ・みずほ生き活きサポーターの活動支援（くつろぎカフェ等）
- ・くつろぎカフェ　うえるかむポイントの実施

（2）認知症施策の推進（市受託金事業）　　12,959千円

①認知症予防や認知症の人を支えるための活動の推進

認知症の人や家族が安心して暮らすことのできる瑞穂市にしていくために、地域住民や医療介護関係機関と連携しながら活動を推進する。

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症になってもあんしんまちづくり協議会及び専門部会の開催
- ・みんなずっとほっと隊の活動の推進
- ・認知症サポーター・（学校と連携しての）認知症キッズサポーター養成講座の開催
- ・認知症サポーターステップアップ講座の開催
- ・みずほ♡おれんちプロジェクト（旧RUN伴+（PLUS）みずほ）の開催
- ・認知症の人同士のピアサポート活動の推進
- ・認知症カフェの充実のための支援
- ・認知症対応能力向上研修の開催
- ・認知症ケアパスの普及
- ・認知症及び認知症予防に関する啓発活動

②認知症初期集中支援チームの設置

（3）在宅介護支援センター事業（市受託金事業）　　1,735千円

一人暮らしの高齢者のかたを見守り訪問し、生活状況や身体状況等の把握を行う。必要に応じ、相談の継続支援、緊急通報システムの設置に関する相談、各関係機関との連携等を行う。

（4）介護者家族の会の活動支援・強化（運営支援事業）

介護者同士のネットワークの構築や介護に関する理解を深めるための学習やリフレッシュの場として結成運営されている「介護者家族の会」を側面から支援する。

- (5) 老人福祉センター事業（市受託金事業） 2,536千円
老人福祉センターの日常的な施設管理及び窓口業務等を行う。

3 障がい者福祉事業

- (1) 小地域における共生型居場所の創設に向けた調査研究（会費事業）
94千円

小地域において、障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として役割を持ち相互に交わることができる居場所の創設を目指す。

- (2) 障がい者家族への支援

- ①あおぞら会（当事者と家族）への支援（運営支援事業）

知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者とその家族のネットワークの構築や障がい者への理解を深め、協力を得るために運営されている「あおぞら会」に情報提供等の側面支援を行う。

- ②福祉作業所保護者会への支援（補助支援事業）

- ・障がい者とその家族の活動を支援する。
- ・家族会及び保護者組織の育成を図るため、情報の収集と提供を行う。

- (3) 障がいへの理解の促進

あい♥愛マーケットの開催

ココロかさなる CCN センター（＝瑞穂市総合センター）で、豊住園、すみれの家の製品を販売することで、障がいへの理解を深める。

- (4) 多機能型障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援B型）の運営（自己財源・市補助金事業） 132,231千円

（「福祉作業所豊住園」・「福祉作業所すみれの家」の運営）

両作業所の連携を強化し、利用者の自立と障がい者の社会参加の促進を図ることにより施設の安定した経営を目指す。

- ・利用者の送迎の実施
- ・ココロかさなる CCN センター（＝瑞穂市総合センター）、市役所等における作業所商品の販売拡充を行い市民へのPRを行うとともに、商品開発につなげる。
- ・利用者及び家族からの相談等を通じて「地域福祉の課題」の一層の把握に努める。
- ・利用者の利便性に鑑み、通所可能範囲等を見直す。

- (5) 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス費） 23,430千円

- ① 計画相談支援・障害児相談支援

- ・瑞穂市の障がい者、障がい児の障がい福祉サービスの利用申請時に、困りごとの相談や関係機関の調整等を行い、サービス等利用計画、障害児支援利用計画等を作成する。(サービス利用支援、障害児支援利用援助)
- ・作成したサービス等利用計画、障害児支援利用計画等の効果を評価するため、障がい福祉サービス利用者や生活環境等を定期的にモニタリングする。必要に応じてサービス等利用計画、障害児支援利用計画等の見直しをする。(継続サービス利用支援、継続障害児支援利用援助)

② 基本相談支援

- ・瑞穂市の障がい者、障がい児や家族から困りごとの相談等に応じる。助言、情報提供、関係機関の調整、権利擁護の援助、障がい福祉サービスの利用支援等をする。
- ・瑞穂市の障がい者、障がい児の地域生活を支えるため、当事業所の利用者以外にも支援する。

③ 地域づくり

- ・瑞穂市障害者自立支援協議会の相談支援部会を運営する。相談支援専門員による事例検討から地域課題を抽出、分析し、同協議会へ報告して問題提起をする。
- ・瑞穂市障害者自立支援協議会のくらし部会を運営する。地域生活支援拠点の充実、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む。
- ・瑞穂市障害者自立支援協議会の権利擁護部会の運営を補助する。虐待防止、差別解消、成年後見制度に取り組む。
- ・瑞穂市地域ケア会議に参加する。地域包括ケアシステムの構築、成年後見制度の利用促進に取り組む。
- ・成年後見制度利用支援機関の障がい者に係る一次相談機関の窓口を担う。成年後見制度の利用促進に取り組む。
- ・瑞穂市障害者事業所連絡会、瑞穂市障害児事業所連絡会を運営する。瑞穂市の障がい福祉事業所の資質向上に取り組む。
- ・瑞穂市身体障害者福祉協会、瑞穂市の知的障がい者、精神障がい者の家族会の活動を補助する。当事者団体と連携して地域生活を支える。
- ・岐阜県相談支援従事者初任者研修、岐阜県相談支援従事者現任研修の実習指導をする。瑞穂市と岐阜市圏域の相談支援体制を整える。
- ・主任相談支援専門員を配置する。瑞穂市と岐阜市圏域の相談支援専門員の資質向上に取り組む。瑞穂市障害者基幹相談支援センターを補助する。

④ 子どもの支援の取組み

- ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校運営協議会に参加する。障がい児の就学環境を整備する。

- ・令和5年度岐阜県ペアレント・トレーニング指導者養成研修の瑞穂市開催を補助する。家族を支援しつつ、瑞穂市の関係機関によるペアレント・トレーニングを促す。
 - ・子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所に係る取組みに協力する。障がい児の居場所を整備し、インクルージョンを目指す。
 - ・ヤングケアラー問題に取り組む。当事者発見に努め、障がい福祉サービスの介入等による解決を目指す。
- ⑤ 引きこもりの支援の取組み
- ・子ども・若者支援ネットワーク岐阜に参加する。他機関と連携して引きこもり問題の解決を目指す。
 - ・8050問題に取り組む。地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業と連携して世帯全体を支援する。
- ⑥ 地域共生社会の推進の取組み
- ・生活支援ボランティア養成講座の講師をする。地域住民の精神障がいの理解や関心を促進する。
 - ・瑞穂市の小学校等の福祉共育の講師をする。児童や学生の障がい者、障がい児の理解や関心を促進する。
 - ・2025年問題等に取り組む。地域と連携して世帯全体を支援する。
- ⑦ 相談支援専門員の資質向上の取組み
- ・岐阜県相談支援事業者連絡協議会に参加する。情報収集や相談援助技術の向上を目指す。
 - ・これら事業を達成するため、厚生労働省や岐阜県等が実施する研修を積極的に受講して、相談支援専門員の資質向上を目指す。

4 児童福祉事業

(1) ホリパパサロン（子育てサロン）の開設（共同募金配分金事業）

96千円

父親に子育てに関心を持っていただけるよう、乳幼児の父親を対象としたサロンを開設する。

5 福祉総合相談支援事業

(1) 心配ごと相談事業（市補助金事業） 1,379千円

- | | | |
|---------|---------|------|
| ・心配ごと相談 | 民生・児童委員 | 毎週1回 |
| ・無料法律相談 | 弁護士 | 月4回 |
| ・人権相談 | 人権相談員 | 月1回 |
| ・行政相談 | 行政相談員 | 月1回 |

- (2) 生活困窮者自立支援事業（市受託金事業） 16,630千円
- ・経済的事情を抱える相談者に対するワンストップ型の自立支援相談事業。
 - ・家計相談支援事業・就労準備支援事業との一体的な運営による生活困窮者の早期把握、早期対応の連携体制の整備。
 - ・切れ目のない就労支援と就労先の確保。
 - ・生活困窮者支援を通じた地域づくり。
- (3) みずほしごとの森（無料職業紹介事業）（会費事業） 6千円
- ・岐阜県初の無料職業紹介事業。市内在住の生活困窮者へのワンストップ型の就労支援。
 - ・商工会及び地元の企業を中心とした協力団体・法人等との広域的な連携。
 - ・登録企業と相談者のキャリアを活かした就労へのマッチング力強化。
 - ・就労準備支援事業から切れ目ない就労へのコーディネート。
 - ・地域・企業が一体的につながる地域循環型就労支援ネットワークの形成。
- (4) 縁カレッジカウンセリング（市受託金事業・会費事業） 40千円
- ・就労定着に至らない生活困窮者等への専門家と協働したカウンセリング。
 - ・キャリアカウンセラー、精神保健福祉士等によるキャリアカウンセリング、メンタルケアによる伴走的な相談支援。
 - ・就労移行支援事業所・ひきこもり支援団体・フリースクール等との連携によるキャリアの分析・職業適性診断。
 - ・自己肯定感の回復・コミュニケーション能力の改善。
 - ・社会参加・短期就労等のコーディネート。小地域への参加促し。
- (5) 縁カレッジトレーニング（市受託金事業・会費事業） 120千円
- ・就労経験及び社会参加の機会が乏しい生活困窮者に対する短期職業訓練。
 - ・未経験の職種にチャレンジする準備支援・サポートプログラムの作成。
 - ・自立生活に必要な生活習慣の構築、心身の健康の基盤づくりのサポート。
 - ・市内を中心とした新たな協力企業の開拓、連携強化。
 - ・トレーニング結果に基づいた、就労準備支援・みずほしごとの森を通じた団体的な就労支援。
- (6) 就労準備支援事業（市受託金事業） 3,458千円
- ・就労定着が困難な生活困窮者及び被保護者に対する相談支援。
 - ・カウンセリングの実施及び個別の就労準備支援プログラムの作成。
 - ・知識・技能・社会性による就労意欲の低下の予防支援。
 - ・生活習慣の形成・改善に向けた指導・訓練の提供。
 - ・就労体験の確保及び就職活動に向けた知識・技能の取得支援。
 - ・就労準備サポーター（WORKERSサポーター）市民養成講座の開催。

- ・みずほドライブネットワークの運営。
- ・国家資格取得を目指すプログラムの構築。

(7) 家計相談支援事業（市受託金事業） 5, 252千円

- ・家計表の作成支援、出納管理等の支援。
- ・滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消に向けた各種給付・減免制度等の情報提供及び利用に向けた手続き補助。
- ・法テラス等の弁護士と連携し、専門的な指導・助言を踏まえた債務整理。
- ・日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業担当者と連携した権利擁護事例のチーム支援。
- ・無料家計相談窓口の定期設置・運営。

(8) 子どもの学習・生活支援事業（市受託金事業） 2,774千円

- ・生活困窮世帯における子ども等に対する生活習慣・育成環境の改善に向けた相談支援。
- ・高校進学支援、高校中退防止のサポート。フリースクール等との連携支援。
- ・学校・家庭以外の第3の居場所づくりの確保。
- ・進学に向けた福祉資金の貸付、特例給付等、助成制度等に関する情報提供。
- ・親への就労支援等、世帯の自立支援に向けた相談支援。

(9) 子ども食堂運営事業（市受託金事業） 300千円

- ・経済的事情及びひとり親家庭など、支援を必要とする家庭に対する食事・食材の支援を通じた世帯支援。
- ・食事の提供をきっかけとした居場所の提供。
- ・みずほわくわくスクールとの協働。活動への参加促し。
- ・地域の子ども食堂・居場所づくり活動へのマッチング。地域の見守り支援へのコーディネート。

（この事業については、企業や団体、個人等のご厚意に基づき運用されている部分もある。今後もこのスタイルを充実させていく。）

(10) みずほわくわくスクール（会費事業） 104千円

- ・義務教育期間にとらわれない、子ども・若者の社会的居場所の確保・提供。
- ・無料の学習機会の提供及び孤立・孤食の解消。
- ・不登校・ひきこもり等、多様な生きづらさの発見と再生に向けた伴走支援。
- ・大学及びボランティアサークルとの連携を通じた学生ボランティアの確保。
- ・福祉・教育分野に限らない多職種・他機関協働による子ども・若者の支援ネットワークの形成。
- ・瑞穂市の子育て支援員・教育・療育窓口との情報共有。活動啓発。
- ・放課後等デイサービス、相談支援専門員と連携した療育支援との協働。

- ・不登校・ひきこもり家族会和みの輪との連携。
 - ・不登校・ひきこもり当事者の活躍の場づくり。
- (この事業の運用についても、前述(9)と同様。)

(11) みずほ子ども・若者居場所づくりプロジェクト委員会(会費事業)

- ・様々な社会的・家庭的事情で地域社会に孤立する子ども・若者を支える市民・団体・企業の相互連携ネットワークの形成。
- ・子ども・若者の居場所づくり活動に対する啓発。
- ・市内を中心とする居場所づくり活動団体の把握・調査。
- ・活動の支え手の確保。みずほ子ども食堂支援ネットワーク協議会との連携。
- ・岐阜県居場所づくりアドバイザー事業との連携。

(12) みずほ子ども食堂支援ネットワークの構築(会費事業)

- ・子ども食堂の立ち上げに伴う準備・構築支援。
- ・活動に協力・協賛する市民・団体のみずほドライブネットワークの形成。
- ・世代を問わない食を通じた地域の居場所づくりの推進。
- ・他市町村の活動・ネットワーク団体との活動交流
- ・協議会の加盟団体を中心とした実践報告・協議会の定例開催。
- ・岐阜県居場所づくりアドバイザー事業との連携。
- ・岐阜県子ども家庭課と連携した企画・研修・モデル事業の調査・研究。

(13) 瑞穂法律相談センター(会費事業)

- ・県下初の日本司法支援センター岐阜地方事務所(法テラス岐阜)と連携協定に基づく、事件受任性の無料法律相談の運営。
- ・月2回、経済的な事情による法的相談が受けられない対象者への無料法律相談の開催。
- ・新ケース援助プログラムを通じた、弁護士の出張相談の活用。
- ・市内外を問わない、市民・福祉実践者のワンストップ型の体制強化。
- ・心配ごと相談事業を通じた切れ目ない相談へのコーディネート。
- ・法テラス岐阜・岐阜県弁護士会と連携し、瑞穂市民生委員児童委員協議会研修会の開催(年1回)。

(14) 岐阜県弁護士会 相談連携事業(市受託金事業) 120千円

- ・月1回、岐阜県弁護士会「貧困と人権に関する委員会」との協定に基づく福祉従事者を対象とした弁護士常駐型の相談事業の運営。
- ・司法と福祉の連携による、司法ソーシャルワークの推進。
- ・司法課題を含んだ困難事例等のケース検討・ケア会議の開催。
- ・年2回福祉従事者・民生委員等を交えた事例検討会・交流会の開催。

(15) 日常生活自立支援事業（県社協受託金事業・利用料） 1,857千円

- ・認知症高齢者、知的障がい者等に福祉サービスの利用や日常生活に必要な福祉サービスの利用援助、金銭管理等の支援を実施。
- ・成年後見制度中核機関と連携した、権利擁護支援のワンストップ機能。
- ・生活支援員の養成及び新規募集・啓発の強化。
- ・年2回の生活支援研修会の開催。

(16) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託金事業） 6,039千円

- ・自立した生活が見込める低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対する自立生活までのつなぎ資金の貸付。
- ・民生委員・家計相談員との連携による経済的自立・生活意欲の助長。
- ・生活困窮者自立相談支援機関との連携による家計相談。償還指導。
- ・安定的な世帯自立に向けた就労支援の提案。
- ・法テラス等と連携した債務整理・返済計画の準備・検討。

(17) 生活一時金貸付事業（会費事業） 500千円

- ・経済的困窮、疾病等の理由により生活に困窮している世帯に対する緊急・一時的な貸付。
- ・各福祉分野の相談員との連携による家計相談・償還指導。
- ・緊急一時食糧支援事業との連携による貸付可否の判断。
- ・債務整理に関する相談支援。弁護士等、専門家との連携。

(18) 不登校・ひきこもり家族会 和みの輪（市受託金事業） 82千円

- ・令和4年度、不登校・引きこもり家族の会として、「和みの輪」が設立。
- ・不登校・ひきこもりの当事者・家族を対象にしたピアグループの構築。
- ・子どもの学習支援事業・わくわくスクールとの連携及び参加に向けたコーディネート。
- ・就労準備支援事業と連携した当事者に対する支援のマッチング。
- ・県内フリースクール・放課後等デイサービス・ひきこもり支援機関等との連携・適切なサービス利用に向けた情報提供。
- ・市の福祉・子ども支援担当課と連携した当事者家族の参加促し。
- ・月1回の定期開催。
- ・社会参加に向けた地域活動の情報提供と調整。

(19) 緊急一時食料支援事業（会費事業） 120千円

- ・一時的な離職等の理由で生活が窮迫状態となる生活困窮者等に対する、一時的な食料等のつなぎ支援。
- ・家計相談支援及び就労支援との協働による自立支援相談の実施。
- ・子ども食堂支援ネットワーク協議会を通じた市民・企業から募った食材等

のフードドライブ。

(20) 成年後見制度利用支援機関の運営（市受託金事業） 1, 413千円

- ・成年後見制度の利用促進と円滑な制度運営を行う相談機関の運営。
- ・市と協働した年4回の地域ケア会議の運営。
- ・日常生活自立支援事業からの移行化、つなぎ支援。
- ・市町村申立ての判断及び成年後見利用支援制度の活用検討。
- ・年1回市民・福祉従事者に対する利用促進研修会・講演会の企画等。

(21) 不登校・ひきこもり当事者の若者支援（県社協補助金事業）

300千円

- ・元当事者プロボクサーと連携した不登校・ひきこもり当事者に対する運動習慣の構築を通じた体験プログラムを実施。
- ・月1回のボクシング体験と健康的な身体づくりのセミナーの開催。
- ・不登校・ひきこもり家族会和みの輪と連携した当事者家族への理解促進。
- ・生活困窮世帯に対する食糧支援の実施。

6 ボランティアセンター事業

(1) ボランティア活動の推進 6, 230千円

- ①ボランティアコーディネーターの設置（市補助金事業・会費事業）
ボランティアセンターを運営し、市民団体等のニーズ把握やボランティア活動の相談援助、連絡調整、意識啓発等の支援を行う。
- ②ボランティア登録及びボランティア活動保険への加入促進（会費事業）
ボランティアの推進及び活動保険への加入促進を図る。
- ③ボランティアの育成（会費事業）
 - ・各種ボランティア講座の開催
 - ・岐阜県ボランティア・市民活動WEBセミナーへの参加
- ④ボランティアの資質向上と連携強化（共同募金配分金事業）
ボランティアに対し学習と交流の機会を提供し、ボランティア同士の連携強化と活動の発展を目指す。
 - ・ボランティア連絡会の開催
- ⑤ボランティア情報紙の発行（共同募金配分金事業）
社協機関紙「あい♥愛」に合わせ、ボランティア活動報告、ボランティア募集などを掲載し、ボランティア活動者の拡大を図る。

(2) 災害時の支援体制の仕組みづくり 712千円

- ①災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（会費事業）

センターの設置及び運営訓練を重ねることにより、課題や問題を明らかにし、平常時からのセンターの充実を図る。

②災害ボランティアコーディネーターの育成（共同募金配分金事業）

災害時の被災者支援に中心的に関わることができる人材育成を行う。

③災害ボランティアセンター用備品の整備・管理（共同募金配分金事業）

災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な資機材を整備する。

④関係機関・団体との連携強化（会費事業）

(3) 瑞穂町社会福祉協議会（東京都）ボランティアセンターみずほととの連携促進

東日本大震災以来、離れた地域間での支援体制も重要となっている。先に締結した大規模災害時における相互支援協定を踏まえ、有時における支援活動をより円滑に実施するため、オンライン等を活用し、平常時から事業連携できる体制を整える。

7 広報・調査研究活動事業

(1) 社協だよりの発行 隔月発行（共同募金配分金事業） 1,664千円

社協の機関紙として、「社協だよりの『あい♥愛』」を隔月（偶数月）に発行する。内容の充実を図り、親しまれる機関紙とする。

(2) ホームページ等の充実（会費事業） 148千円

ホームページの見直しをはかり、福祉に関する情報提供をタイムリーに分かりやすく伝えていく。（職員で構成する「所有データ等効率化プロジェクトチーム」会議において定期的なチェックを行う。）

(3) 社会福祉大会の開催（会費事業 共同募金配分金事業） 864千円

市内の福祉関係者が一堂に会し、地域福祉に尽力いただいた個人や団体に対し表彰や感謝を表すとともに、与えられた職務と使命を改めて確認することにより市民福祉の一層の充実と発展を目指す。また、令和5年度は社会福祉協議会合併20周年記念事業と位置づけた開催となるため、いつもの大会にその意味合いを込めた内容を検討し実施する。

8 共同募金活動の実施

(1) 共同募金活動の実施

毎年10月1日～12月31日（募金額一世帯600円を目安）

共同募金について、事業の主旨、内容、必要性を周知し、地域住民のかたに理解を深めていただき、募金活動を実施する。募金額の約7割が社協

に配分され、共同募金配分金事業として活用される。

(2) 赤い羽根自動販売機設置の促進

市内の企業・お店等を中心に設置を呼びかけ、だれでも気軽に募金活動に参加できる機会を増やし、共同募金について理解を広げていくことを目指し、引き続き取り組む。

(3) 歳末たすけあい募金配分事業（共同募金配分金事業・会費事業）

595千円

- ・ボランティア団体、NPO法人が地域福祉の向上を目的として実施する事業に対し助成する。（共同募金配分金事業）
- ・歳末たすけあい募金配分委員会の開催（会費事業）

9 法人運営・組織基盤強化

(1) 会員会費の徴収（会費事業） 112千円

会費について、社協の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を深める。あらゆる機会や場面をとらえ、転入者などへのPRをはじめ積極的に周知を行う。

また、今後の事業等及び経営の安定へ向けての活用について調査研究を行い、取り組む。

一般会員1,000円、賛助会員5,000円

(2) 役員研修の実施（会費事業） 268千円

今後の社協活動を充実させるため、組織体制のあり方、先進的な取り組みや活動を知る機会となるよう研修を行う。

- ①福祉のまちづくり研修の開催 年1回
- ②先進地視察研修の開催 年1回

(3) 会務の運営（会費事業） 1,252千円

- ①理事会の開催
- ②評議員会の開催
- ③評議員選任・解任委員会の開催
- ④監事会の開催

(4) 組織連携体制の推進

各専門職が担う役割やチームとしての支援体制、個別支援から地域支援まで、地域の生活課題の解決につながるよう、社協内で横断的連携ができる体制づくりについて継続的に検討していきます。

- ①あい♥愛会議
- ②所有データ等効率化プロジェクトチーム
- ③災害支援体制検討プロジェクトチーム

(5) 表彰式の実施（会費事業） 51千円

地域福祉にご尽力された個人や団体に対して表彰状、感謝状を授与し、その貢献を称える。（社会福祉大会にて実施）

(6) 職員研修の実施（会費事業） 60千円

職員のスキルアップ・資質向上を目指し、全体研修を実施する。

(7) 虐待の防止や身体拘束適正化の推進

昨年度から始まった障がい福祉サービス事業所における虐待防止・身体拘束適正化の取組み（義務）を受け、本会内全体で虐待防止・身体拘束等適正化推進委員会を設置・開催し、虐待防止責任者を配置した。委員会での検討事項の周知や、職員研修を実施することができた。

今年度も引き続き利用者の安全と人権擁護の観点から虐待の防止とその適切な対応及び身体拘束等適正化を推進のための活動を行う。

①虐待防止・身体拘束等適正化推進委員会（虐待防止責任者による各部会を含む）の開催・運営

②職員研修やチェックリストの実施など虐待防止のための取組み

(8) 福祉サービスへの苦情対応

苦情内容等を分析し、その問題点を共有することにより全体的な課題として改善に結びつける。

福祉のサービスに対する利用者からの苦情に対して、迅速に対応できるようにするとともに、第三者委員、担当職員の資質向上等を図る。

10 その他の事業

(1) 行政、関係機関、団体との連携の強化

行政、各福祉施設、関係機関及び民間企業等と連携し、必要に応じてそれぞれの専門性を活かして協働・協調して事業を行う。また、交流を深める中で、社協の存在意義をPRするとともに情報交換を図る。

令和5年度 福祉作業所豊住園「事業計画」

<施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

コロナ禍においても、障がいを持つ利用者の支援を行うという社会福祉施設の役割を果たすため、感染対策に力を入れ、個別の事業や計画によく工夫・検討を行い実施していくものとする。

<事業内容>

1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

<目標及び基本方針>

1 目標

一人ひとりの個性と能力に応じた職業訓練や生活支援を行い、障がい者の自立自助に必要な基礎力を育て、社会参加への適応力を養う。

具体的目標

「明るく、やさしく、たくましく」を基本に、日常的な次の生活目標を実践していく。

・「仕事はしっかりやろう！」

……………職業意識・経済的自活の精神を養い育てる活動

・「自分の力でできるようにしよう！」

……………自立自助（セルフ）の精神・社会参加への意欲や適応力を養い育てる活動

・「やさしい言葉をかけ合おう！」

……………自治・協調性を養い育てる活動

2 基本的方針

「やれば出来る」を合言葉に、誰しものが限界は無く「変化・成長する可能性を無限に持っている」という視点に立った活動を行う。

- ・個々の希望・目標(個別支援計画)に沿った活動を実施し、支援を行う。
- ・一人ひとりの個性を大切にし、その能力(障がいの程度等)に応じた展望のある支援の活動を行う(職員の姿勢として見守りの支援に重点を置く)。
- ・社会参加の場であることと、生活支援(自活に必要な基礎力や基本的な生活習慣等)を重視し、日常的なあらゆる場面をその機会とした活動を行う。
- ・自主・自治の活動を重視し、共に生きる方向を大切にする活動を行う。
- ・交流活動(保育園・小中学校・地域・ボランティア・他施設など)や、体験実習(公共施設の利用)などの社会参加の活動を行う。
- ・職員の力量向上を目指し、日常的な学習や職員研修・他施設職員との交流などを行う。

<事業計画>

1 生活介護事業

43,477千円

(1) 作業支援

- ・展望をもち、個々の作業能力を引き出す支援を行う。
- ・作業所の将来を視野に入れて、「働く」ことを主体とした事業活動を行う。

①受託作業

○紙袋の仕上げ作業

受注先:株式会社ハローバッグ 羽島郡岐南町

作業内容:紙袋の底芯入れ・折り・芯張り・穴開け・紐通し・紐結び
タック取り付け・結束・袋詰め・箱詰めなど

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・生産性の向上にむけ検討・支援を行う。
- ・作業効率・作業環境の整備⇒自助具の製作など。

○リサイクル作業

受注先:瑞穂市

作業内容:ペットボトルのキャップ取り・ラベル剥がし・異物を取り除く。
ペットボトルを容器回収処理機(粉碎機)に投入。

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

○ア.バルブの栓閉め

イ.マジックテープの数量確認

ウ.マスクのフィルター詰め

受注先:株式会社ハイビックス 瑞穂市宮田

作業内容:ア.バルブの栓の蓋をして、数を数えビニール袋に入れる。

イ.マジックテープを10枚数えて輪ゴムで束ねる。

ウ.台紙を折り、フィルターと一緒にシールを貼ったチャック付

ポリ袋に入れる。

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。
- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。

②商品製造・販売(自主製品)

○ビーズ製品

作業内容：ビーズの紐(ゴム)通し

- ・仕上げ部分(結び・キーホルダーなど)の作業工程を支援する。

○刺しゅう受注・布製品の製造

作業内容：注文を受けた図柄や文字を刺繍し、ラッピング等行う。

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。

○各種イベントについても出店を検討する。

- ・あい愛マーケット(瑞穂市社会福祉協議会主催)にて販売。

瑞穂大学と同日開催 12:30~13:30

- ・瑞穂市役所にて販売。(本庁舎・巢南庁舎)
- ・各地区のサロン・瑞穂大学・老人福祉施設等での販売
- ・県社協セルフ支援センターの案内を中心に出店。

○軍手プリント

受注先：株式会社松野組 瑞穂市穂積

作業内容：安全啓発軍手ステッカー貼り付け等業務

(軍手にアイロンでステッカーを貼る作業)

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)について検討し実施する。

(2) 社会参加

①体験実習(年4回) 自己負担(昼食代等)

公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。

映画・音楽・芸術鑑賞、観劇などの情操活動などを大切にする。

②音楽療法(毎月第3水曜日 11:00~)

情緒安定・イベント出演などの目的とする。

③地域の方々との交流

- ・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。

(夏休み期間の福祉体験・ボランティア要請等)

- ・地域の各種イベントへ参加をする。

(本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほふれあいフェスタ・各地区サロンなど)

- ・地域の方への広報活動をする。

豊住園地域交流会「あいあい広場」

(10月22日 第4日曜日開催予定)

- ・住民の方々と交流を深めることで、地域との関わりを持つ。

- ・施設周辺道路のゴミ拾いなど地域の美化活動を行う。
- ④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入
 - ・総会・運動会・バス旅行・保護者研修会・指導員研修会
- ⑤各高等学校・大学との連携（福祉科）
 - ・国家資格取得の実習受け入れ（春・夏休み・秋 年3回）

（3）生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

- ①体操（毎日）ラジオ体操
- ②定期健康診断（年1回）
- ③看護師によるバイタルチェック 体重測定・血圧測定（月1回）、検温（毎日）
- ④看護師を中心に・保護者・嘱託医師との連携を図る。（嘱託医師 月1回来所）
- ⑤昼食後の歯磨き支援
- ⑥ウォーキング・室内運動マシンを使用しての運動
情緒安定・生活習慣病予防・体力づくりにむけて実施

（4）生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

- ① 挨拶 ②排泄 ③衛生面（手洗い・消毒・歯磨き・着替え・掃除等）
- ・自分でできるようにひとつずつ計画的に支援していく。

（5）その他

- ①送迎（希望者のみ・自宅又は拠点送迎）
- ②工賃支給：支給日 毎月 21日
賞与 年2回
調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、
支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に
支払うものとする。）
 - ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
 - ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

2 就労継続支援B型事業

22,249千円

（1）職業支援・就労に向けて

①菓子製造・販売

- ・商品の製造工程（材料購入・計量・成形・梱包など）の中で、また、販売することで利用者本人の自覚・自信につながるよう支援して行く。
- ・工賃増額につながるような商品開発・販売方法など増収につながるよう検討する。

販売先（委託先）：各種イベント・ふれあいフェスタ・瑞穂市役所等公共施設・あい愛マーケット・自治会行事等の記念品・各地区のサロン・地区夏祭り・地

- 域の企業・老人ホーム・喫茶店・モレラ内のおなかすいた
県社協セルフ支援センターの案内を中心に出店
- ・商品開発(柿製品・瑞穂市の土産となるなど)の研究、リサーチを行う。
- ・販路の拡張・PR方法の検討をする。
- ・「ふるさと納税お礼の品」の商品開発に積極的に取り組む。
- ・検便の実施(全員)

②献血粗品セット

受注先：瑞穂市地域福祉高齢課（日本赤十字社瑞穂市地区）

作業内容：軍手にかきりんをアイロンプリントする。

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

③受託作業

○リサイクル作業

受注先：瑞穂市

作業内容：ペットボトルのキャップ取り・ラベル剥がし・異物を取り除く。

ペットボトルを容器回収処理機(粉砕機)に投入

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

(2) 社会参加

①体験実習(年4回) 自己負担(昼食代等)

公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。

映画・音楽・芸術鑑賞、観劇などの情操活動などを大切にする。

②音楽療法(毎月第3水曜日 11:00~)

情緒安定・イベント出演などを目的とする。

③地域の方々との交流

- ・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。

(夏休み期間の福祉体験・ボランティア要請等)

- ・地域の各種イベントへ参加をする。

(本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほ
ふれあいフェスタ・駅南金曜日・各地区サロンなど)

- ・地域の方への広報活動をする。

豊住園地域交流会「あいあい広場」

(10月22日 第4日曜日開催予定)

- ・住民の方々と交流を深めることで、地域との関わりを持つ。

④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入

- ・総会、運動会、バス旅行、保護者研修会、職員研修会

⑤各高等学校・大学との連携(福祉科)

- ・国家資格取得の実習受け入れ(春・夏休み・秋 年3回)

(3) 生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

- ①体操（毎日）ラジオ体操
- ②定期健康診断（年1回）
- ③看護師によるバイタルチェック 体重測定・血圧測定(月1回)、検温（毎日）
- ④健康面について保護者・主治医との連携を図る。

(4) 生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

- ① 挨拶 ②衛生面(手洗い・消毒・歯磨き・着替え・掃除等)
- ・衛生面等、利用者が自覚し自立した日常生活が送れるよう支援する。

(5) その他

①送迎(希望者のみ・自宅又は拠点送迎)

②工賃支給：支給日 毎月 21日
賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、
支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に
支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

令和5年度 福祉作業所すみれの家「事業計画」

<施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

コロナ禍においても、障がいを持つ利用者の支援を行うという社会福祉施設の役割を果たすため、感染対策に力を入れ、個別の事業や計画によく工夫・検討を行い実施していくものとする。

<事業内容>

1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

<目標及び基本方針>

1 目標

一人ひとりの個性や能力に応じた生産活動や生活の支援を行い、社会において自立自助と社会参加を目指す。

具体的目標

- ・「自分でできる力」を伸ばす。
- ・「みんなと支え合い楽しい生活」をつくる。
- ・「根気強く頑張る力」を伸ばす。
- ・「基本的生活習慣」を身につける。

2 基本の方針

事業方針として、「生産活動」「社会参加」「健康・安全」「生活習慣」の4つのことを基本に進める。

- ・生産活動や生活支援を日常的なあらゆる場面をその機会とし、支援する。
→職員間の密接な連携を図る。
- ・明るくのびのびとした環境を作り、日常生活に必要な「あいさつ」「後片付け」等ができるよう繰り返して支援する。
- ・個別支援計画にもとづいたきめ細かい支援を行うと共に、家族との連携を図る。
- ・職員の支援力向上を目指し、職員研修や、他施設職員との交流を行う。

<事業計画>

1 生活介護事業 43,554千円

(1) 生産活動・作業支援

受託作業を行いながら、仕事を行っている意識をもち、自分で出来る力、根気強く頑張る力を伸ばしていく。

①受託作業

- ・紙袋の仕上げ作業

受注先：株式会社ハロー・バッグ 羽島郡岐南町

作業内容：紙袋の底板入れ・紐通し・紐結び・ビニール袋詰め
タック取り付け・結束・箱詰め等

- ・ゴム結びの仕上げ作業

受注先：株式会社イデア 瑞穂市内

作業内容：金ゴム結び・不用品の選別・50束結束・500束結束など

- ・ハンガーの仕上げ作業

受注先：株式会社 エイワ商事 各務原市

作業内容：ハンガーの組み立て・不良品の選別

②菓子販売

- ・販売を通して、接客の大切さを学び自分でできる力を伸ばしていく。

(各種イベント、地区の祭り、ふれあいフェスタ、南小(参観)・巢南中・PTA行事、おんさい広場、庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、あい愛マーケット、すみれの家、JIC、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」・駅南金曜市・モレラ岐阜)

- ・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

③自主製品

- ・プリント製品

内容：瑞穂市のマスコットキャラクター「かきりん」をプリントしたバックやTシャツの製造・販売。

行政やボランティア団体等からの受注プリント製品の製造・販売

- ・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

(2) 社会参加

①体験学習（年3回）

- ・公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

②音楽療法（毎月）

- ・活動を通して音楽の楽しさを広げ、情操を豊かにする。

③地域の方々との交流

- ・地域の方々にすみれの家をより知ってもらう機会を作りボランティアさんや地元自治会の交流に繋げていく。
- ・地域交流会「すみれフェスティバル」は、令和5年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止し、代替え事業として、年3回の「すみれフェア」を開催。社協だよりを活用し、商品の宣伝、プレゼント企画を行い地域の方々にすみれの家を知ってもらう機会を作る。
- ・小・中学校との交流（職場体験、地域のイベント、小学校との交流等）

(3) 生活支援

①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理、保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理（月1回）

②生活習慣

- ・あいさつ、手洗い、歯磨きや身だしなみを気に掛ける。
- ・自分からできる。最後までやりきる力を伸ばしていく。

(4) その他

①送迎：希望者のみ自宅又は拠点送迎を行う。

（新型コロナウイルス感染症対策の為車両を1台増やし、3台にて送迎）

②工賃支給：支給日 毎月21日

賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

2 就労継続支援事業B型 22,951千円

(1) 職業支援・就労に向けて

①菓子製造

- ・製造を通して仕事としての意識を高く持ち、製造から販売と自分の仕事の意味を知り仕事の大切さを感じながら、就労に向けて関心を高めていく。
（各種イベント、地区の祭り、自治会行事等の記念品、ふれあいフェスタ、

- 南小（参観）・巢南中・P T A行事、おんさい広場、庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、あい愛マーケット、すみれの家、J I C、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」・駅南金曜市・モレラ岐阜）
- ・販売促進の為、社協だよりを用いてP R活動を行う。

（2）社会参加

①体験学習（年3回）

公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

②地域の方々との交流

- ・地域の方々にすみれの家をより知ってもらう機会を作りボランティアさんや地元自治会の交流に繋げていく。
- ・地域交流は、令和5年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、代替え事業として、年3回の「すみれフェア」を開催。社協だよりを活用し、商品の宣伝、プレゼント企画を行い地域の方々にすみれの家を知ってもらう機会を作る。
- ・小・中学校との交流（職場体験、地域のイベント、小学校との交流等）

（3）生活支援

①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理。保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理（月1回）

②生活習慣

- ・衛生面を自ら意識し基本的な生活習慣を身につける。

（4）その他

①送迎：希望者のみ自宅又は拠点送迎を行う。

（新型コロナウイルス感染症対策の為車両を1台増やし、3台にて送迎）

②工賃支給：支給日 毎月21日

賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

令和5年4月20日

自治会長 各位

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会会長
岐阜県共同募金会瑞穂市支会支会長
松原 隆行

社会福祉協議会会費の納入及び共同募金への協力について（お願い）

陽春の候、各位にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本会の事業推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、見出しの件につきまして、皆様方よりいただきます会費及び赤い羽根共同募金の配分金は、本会が地域福祉事業を進めていくうえで最も重要な財源です。今後も一層地域に根ざした福祉活動を展開していく所存でございますので、下記のとおりご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、正式な依頼につきましては、後日下記のとおりご案内を差し上げますので、ご承知いただき、お取り計らいのお願いを申し上げます。

記

1. 社会福祉協議会 会費について

(1) 依頼時期 令和5年6月中旬にご案内申し上げます。

(2) 会費の額 一般会費（世帯） 1口 1,000円
賛助会費（事業所・団体） 1口 5,000円

(3) 納入時期 令和5年7月31日（月）までに納入のご協力をお願いします。

2. 共同募金（赤い羽根）について

(1) 依頼時期 令和5年9月中旬にご案内申し上げます。

(2) 募金の額 1世帯あたり 600円（目標額）

(3) 納入時期 令和5年11月17日（金）までに納入のご協力をお願いします。

瑞穂市社会福祉協議会

出前講座のご案内

瑞穂市社会福祉協議会では、福祉・介護予防等に関する出前講座の申込みをお待ちしております。
お気軽にお問い合わせください。

無料

- 【対象】 市内に在住、在勤、在学している概ね5人以上の団体
- 【メニュー】 別紙のメニュー一覧をご覧ください。具体的な内容については、各担当部署へお問い合わせください。
- 【会場】 主催者側で準備をお願いします。

【申し込み方法】

団体の方が受講したい講座の担当部署と直接電話等で日時、内容を調整してください。そのうえで、希望日の1か月前までに、「瑞穂市社会福祉協議会 出前講座申込書」に記入し、担当部署にお申し込みください。

受付時間：月～金 午前8:30～午後5:15 ※年末年始・祝日除く

お問い合わせ

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地

ココロかさなるCCNセンター(瑞穂市総合センター)1階

電話 058-327-8610

FAX 058-327-5323

Eメール info@mizuho-shakyo.org

ホームページ <https://www.mizuho-shakyo.org>

瑞穂市社会福祉協議会 出前講座メニュー一覧

NO	テーマ	内容	担当部署
1	社協とは？	社協の活動や取り組み、その財源についてわかりやすく説明します。	総務課 地域福祉課 Tel.327-8610
2	共同募金について知ろう	共同募金の募金方法やその募金の使われ方などについて説明します。	
3	少子高齢化・人口減少の未来	全国の傾向、瑞穂市の傾向、今後の地域の在り方についてを考える機会とします。	
4	助け合い体験ゲーム	カードゲームを使用して、模擬的に支え合い助け合いのまちづくりを学びます。	
5	地域でつくろう「支え合いマップ」	出前先での地域の社会資源（お宝）を皆で作成し、自分たちの住んでいる地域の「見える化」を体験します。	
6	「地域力」でみんな元気に	安心して安全な住みよいまちづくりに向け、「皆さんが持っている力をちょっと活かしたまちづくり」について考えます。	地域福祉課 Tel.327-8610
7	災害に強い地域づくり	地域住民同士のつながりが災害時にどう影響するのか、どのような地域であることが災害時に強い地域なのかを考えます。	
8	災害対応ゲーム「クロスロード」	カードゲームを使用し、災害が起きた時の対応を学びます。	
9	高齢者疑似体験	高齢者疑似体験セットにて、高齢者に多くみられる身体機能を体験し、また、高齢者の心理を学びます。	
10	車いす体験	車いす利用者や介助者の体験を通じて、車いす利用者の気持ちや、その使用方法を学びます。	
11	障がいを持っている方の理解を深めよう！ ～すみれの家ってどんなところ？～	すみれの家の活動や支援について説明します。	福祉作業所 すみれの家 Tel.328-7187
12	障がいを持っている方の理解を深めよう！ ～豊住園ってどんなところ？～	「福祉作業所 豊住園」について、ビデオを使用して、わかりやすく説明します。	福祉作業所 豊住園 Tel.327-9947
13	生活困窮者を支える仕組みと制度	生活困窮者自立支援制度の成り立ちと求められる支援の在り方について説明します。	
14	子ども・若者の居場所づくりについて	居場所づくりの機能と効果、今求められる支援について参加者の人と交流をしながら学びます。	福祉総合相談センター Tel.327-8610
15	子ども食堂 「出逢いと交流の発見の場」	子ども食堂を通じた多世代交流の場づくりについて説明します。	

瑞穂市社会福祉協議会 出前講座メニュー一覧

NO	テーマ	内容	担当部署
16	市民のための法律講座	身近な法律の疑問や紛争課題について弁護士との交流や質疑を交えながら説明します。	福祉総合相談センター Tel.327-8610
17	暮らしにつながる社会保険制度	年金制度など分かりやすい社会保険の利用方法について説明します。	
18	障がいや認知症の人を支える権利擁護の支援	判断能力が不安となってきた人を支える成年後見制度等の知識や活用方法について説明します。	
19	障がい福祉サービスの紹介	障害福祉サービスに関する概要や市内のインフォーマルな活動等について説明します。	
20	発達障がいについて知ろう	発達障がいの特徴、利用可能な仕組みや制度について事例を踏まえて説明します。	
21	精神障がいについて知ろう	精神障がいの特徴、利用可能な仕組みや制度について事例を踏まえて説明します。	
22	笑って、楽しく！脳トレゲーム	レクリエーションを通して、楽しみながら転倒予防や認知症予防を行います。	
23	認知症予防について	認知症の発症を遅らせたり、症状を軽くするために必要な生活習慣等を説明します。	
24	認知症サポーター養成講座 ～オレンジリングを手に入れよう～	認知症の症状・対応方法等を正しく学び、家族や地域の応援者となりませんか？ ※講座開催の60日前までにお申し込みください。	
25	今日から、はじめる介護予防	「筋力」「口腔」「低栄養」「認知症」「閉じこもり」「うつ」の予防について説明します。	
26	転倒予防 ～転ばない身体をつくろう！～	身体の貯金(筋)のために必要な運動方法やコツについて説明します。	
27	・悪質商法の予防・対策 ・消費者被害に遭わないために	悪質商法の手口やトラブルの防止策、相談窓口等について紹介します。	
28	介護保険サービスってどう使うの？	申請方法やケアマネジャーの役割、介護サービスの種類や費用について説明します。	
29	成年後見制度って何？	認知症等により、判断能力が不十分な方が、社会で不利益等を受けないための制度について説明します。	
30	高齢者虐待を学ぼう	虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりのために出来ることを考えてみませんか？	

「支え合いのまちづくり」 出張説明会のご案内



高齢化や人口減少を背景に、「支え合いのまちづくり」が全国的に押し進められており、瑞穂市においてもこの取り組みが始まっています。この取り組みは、瑞穂市で暮らすすべての皆さんに関わる、とても大切なものです。

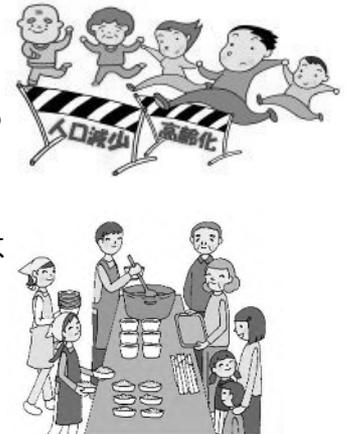
社会福祉協議会では、ひとりでも多くのかたに「支え合いのまちづくり」について知っていただくため、お住まいの地域にて説明会を開催いたします。

説明会の機会を設けていただく場合はもちろん、自治会や団体の集会等皆さまがお集まりいただく機会に、説明のお時間をとっていただく形式でも対応いたします。（説明時間は相談に応じます。）



（主な内容）

- ・高齢化・人口減少で、これからどうなる？
— 若者にとっても他人事じゃない —
- ・住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるには
- ・「支え合いのまち」ってどんなだろう
- ・私たちは何をすればよいのか



下記までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府1283番地 ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

TEL (058)327-8610 FAX (058)327-5323

同 巢南支部

〒501-0304 岐阜県瑞穂市田之上597番地 老人福祉センター

TEL・FAX (058)328-5174

地域活動で健康長寿！

日常生活に制限のない期間を健康寿命といいます。2016年時点で男性の健康寿命は72.14年、女性は74.79年、平均寿命は男性80.98歳、女性87.14歳でした。その差は、男性8.84年、女性12.35年であり、日常生活になんらかの手助けが必要となっている期間となります。この期間を短くするためにできることはあるのでしょうか。

東京都健康長寿医療センター研究所の調査で、社会関係が豊かな人ほど要介護や認知症になりにくく、健康寿命が長いことがわかりました。ボランティアなどの社会活動は、参加によって仲間との交流が増え、外出などで身体的な活動量が増え、精神的に幸福感・充実感が高まります。それらが健康年齢の増長に好影響となります。

活動の形はさまざまですが、例えば、多世代交流は活動者にとってだけでなく、子どもたちにとっても、経験豊かな大人から社会性を学び、また、その豊かな交流によってストレス症状が改善されることも示されています。

1日1回以上の外出、週1回以上の友人や知人との交流、月1回以上の活動を楽しむことで健康維持・増進、そして地域が元気に！



地域の未来を考えてみよう

少子高齢化、人口減少をはじめ気候変動、雇用形態の変化、AIやロボット技術の進歩等々、私たちを取り巻く環境は変化しています。そういった変化を考慮しながら、地域の未来がどうなるのかを描いてみましょう。そして、未来の子どもたちにとっても、暮らし続けたいまちであり続けるために、地域のみんなでわいわいがやがや、アイデアを出し合ってみませんか？



「だけど今忙しくて活動できる状況じゃないからなあ」と、話し合い参加を躊躇しているあなた！だからこそ、あなたの意見が必要です。あなたの、そして子どもたちの未来にむけての取り組みでもあるのです。

住みたい、いつまでも住み続けたい活気あるまちを、地域のみんなで作っていきましょう。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

〒501-0222 岐阜県瑞穂市市府 1283 番地 ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

TEL (058)327-8610 FAX (058)327-5323

同 楽南支部

〒501-0304 岐阜県瑞穂市田之上 597 番地 老人福祉センター

TEL・FAX (058)328-5174

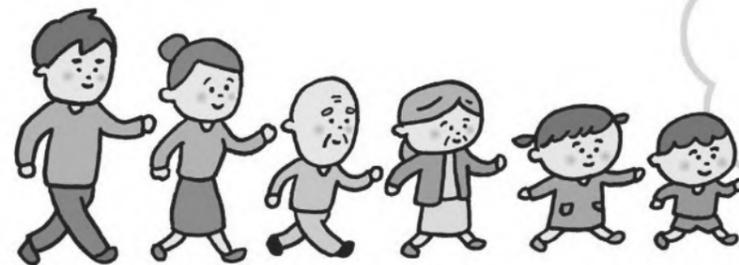
みんないきいき 支え合って いつまでも安心して暮らせる まちづくり

— 私たち そして 未来を担う子どもたちのために —

‘おたがいさま’で
つながる
笑顔



ボクたちのみらいのことも
忘れずに
考えてくださいね！
よろしくお願いします。



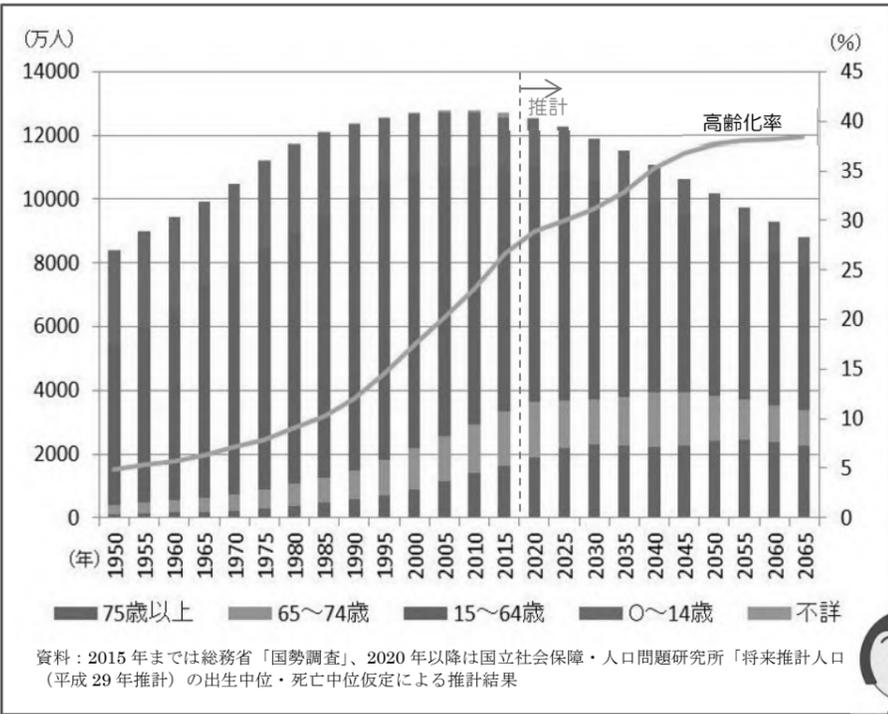
社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

なぜ、今 支え合いのまちづくり？



○日本の高齢化の状況

高齢者人口は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加傾向が続き、2042年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。ところが、人口減少により、2042年以降も高齢化率は上昇傾向にあり、2065年には38.4%に達して、国民の約2.6人にひとりが65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。総人口に占める75歳以上人口の割合は、2065年には25.5%となり、約4人にひとりが75歳以上の高齢者となると推計されています。



超高齢社会がずっと続くんですね。でも、高齢者が多いと何が問題なの？

○住み慣れた地域で暮らし続けるために

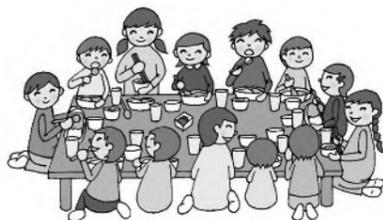
高齢化や人口減少により、さまざまな問題が生じてくることが予想されます。例えば、介護サービスを考えると、需要の増加や人口減少による担い手不足により、必要なサービスが受けられなくなるかもしれません。

一方、核家族化により、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加しています。高齢者世帯では、電球交換やゴミ出しなど、多世代世帯に比べ、地域で生活上での多様なニーズがあります。

そのような高齢者の生活課題を、地域住民を中心とするさまざまな主体による支え合い活動で解決することで、地域生活を続けることができます。地域住民がつながり、自分のできることで支え、ときには支えられ、おたがいさまの支え合いで、いつまでも安心して暮らせるまちにしていきたいと思います。

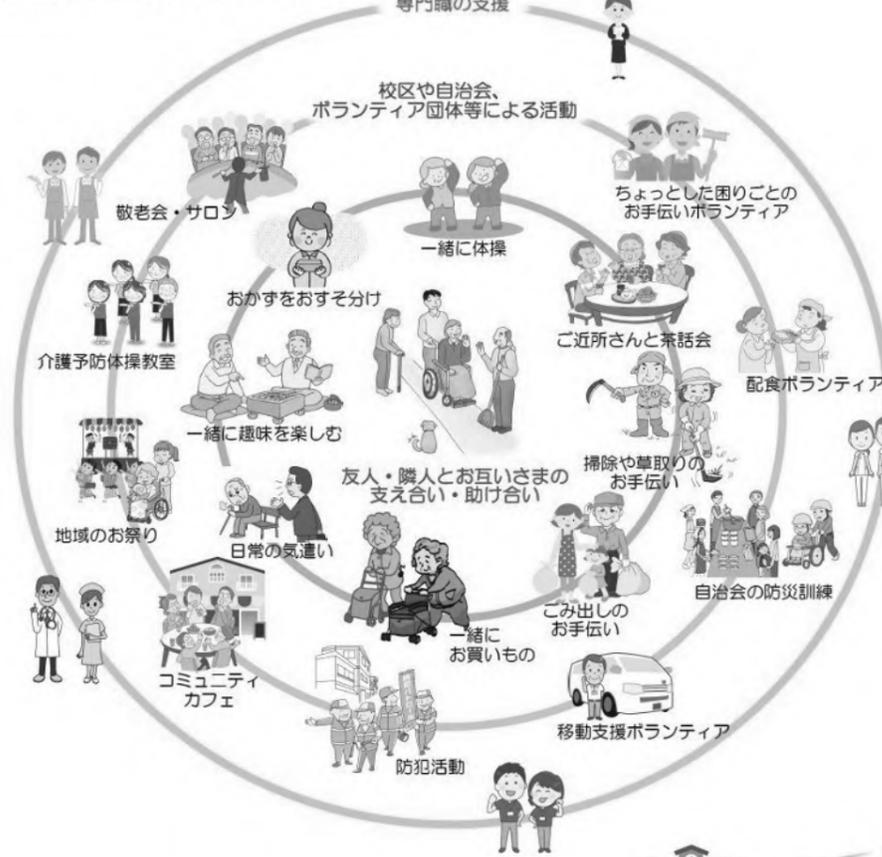
○地域の支え合いは、高齢者だけの話？

支え合いを必要とするのは、高齢者に限ったことではありません。障がいのあるかた、介護をしている家族、子どもだけで留守番している家庭、子育てに悩むお父さんやお母さん、地域生活に戸惑う外国籍のかたなど、手助けを必要としている人がいます。地域のさまざまな課題に目を向け、地域で支え合って、笑顔をつなげていけるといいですね。



ところで、支え合いのまちってどんなの？ イメージしてみましょう

【高齢者の場合のイメージ図】



あなたにとって、一番身近な人は誰でしょう。ご家族、ご近所さん、お友達・・・そのかたがたとは、頻りに顔を合わせてお話をしていることでしょうか。そのような自然なつながりは、無意識のうちにおたがいさまの見守りや助け合いとなっています。

私たちのまわりには、自然なつながりの他に、地域の活動やボランティアさんの活動など、見守り・支え合いにつながる活動がたくさんあります。

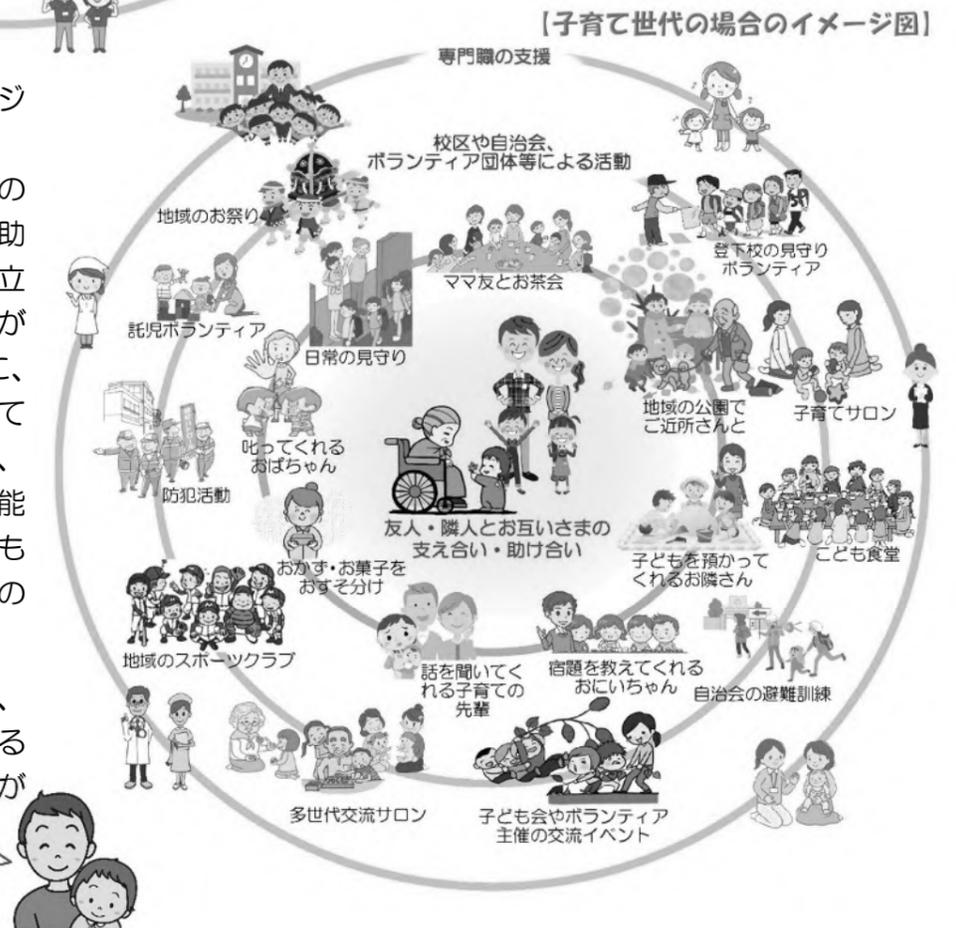
このような、人や活動など（資源）が地域にたくさんあれば、みなさん安心して暮らしていけますね。

子育て世代の場合もイメージしてみましょう。

核家族化や地域のつながりの希薄化が進んだ昨今、誰にも助けを求めることができずに孤立し、課題が深刻化するケースが増えてきました。右図のように、地域のさまざまな人が、子育てに関わりつながることにより、課題の深刻化を防ぐことが可能となります。多くの方が子どもに関わることは、子どもたちの健やかな成長を育むでしょう。

このような支え合いの輪が、地域に暮らすすべての人にあること、そんなイメージはいかがでしょうか。

あなたやあなたの大切な人の「支え合いの輪」はどんなですか？



近所の人と楽しくおしゃべりしたり、身体を動かしたり、集まった人でわいわいお茶飲み会をしたり…

これだけで、人はハリのある生活を送ることができ、近所の人とつながって地域の中で安心して暮らすことができます。

では、地域の気軽な集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」を紹介していきましょう。

★ふれあい・いきいきサロンとは？

自治会などの小さな地域で、住民の皆さんが気軽に集える場所であり、楽しくふれあいながら、交流ができます。

また、サロンを通じ、身近な人と顔なじみの関係(つながり)ができることで、普段から支え合える地域づくりにつながります。

サロンの内容も地域の皆さんが考え、好きなことをやっています。住民の皆さんでつくり上げていく集いの場が、ふれあい・いきいきサロンです。



地域の気軽な集いの場



ふれあい・いきいきサロン



★ふれあい・いきいきサロンの魅力・効果とは？

1. つながりづくり

住民同士の「つながり」を作る場となります。「つながり」ができると、お互いが気にかけて関係ができ、困りごとや変化にいち早く気が付くことができます。サロン活動を行うことで、支え合いの地域づくりに役立ちます。



2. 安全・安心な地域づくり

普段からつながることで、顔が見える関係が地域力を育み、防犯や孤独死などの事故防止、被災時など、万が一のときにも助け合うことができます。



3. 共生により人間力アップ

多世代が一緒に過ごせる場であり、さまざまな人と交流することにより、お互いを思いやる心、助け合う気持ちが生まれます。



4. みんなで作り上げる

参加者の声を聴いて、自分たちの地域に合わせたサロンができます。体操教室をしたり、カフェ風にしておしゃべりしたり、みんなのためになる講師を呼んだり…みんな考えて自分たちのサロンを作り上げられます。





ふれあい・いきいきサロンQ & A



Q：サロンの対象者は？

A：地域の皆さんが、サロンの対象者となります。

どのような人に参加していただくかは、サロンをつくる地域の皆さんで決めていきます。

Q：準備や当日の進行などは、誰が進めていくの？

A：サロン運営をする地域のボランティアさんがいたり、サロンに参加する皆さんで役割分担をして一緒に準備をしたり、サロンによって異なります。本会も、相談にのりながらサポートしていきます。

Q：どこで開催するの？

A：各地区の公民館等で開催します。また、人が集まりやすい場所で開催することもあります。参加者のかたが、歩いて行ける範囲で考えます。

Q：どのようなことをするの？

A：地域のつながりづくりを目的に、参加者で話し合っ、内容を決めます。ただ集まった皆さんでおしゃべりするだけでもOK。

茶話会、レクリエーション、軽い体操を取り入れる等、内容は、サロンによってさまざまです。時には近所に花見に行ったり、地域の子どもたちと交流したり、毎回決まった内容で実施する必要はありません。

Q：もし事故が起きたらどうするの？

A：事故がないことが一番ですが、もしもの時のために、本会では保険に加入しています。

Q：サロンを開催するための資金は？

A：本会では、市内で活動しているふれあい・いきいきサロンに対して、助成金を交付しています。その他にも自治会などから補助金や、参加者の皆さんから参加費をいただくなど、運営資金はサロンによってさまざまです。どのようにするかは、それぞれのサロンで決めていきます。

～あなたの地域にもサロンを作ってみませんか？

ぜひ、瑞穂市社会福祉協議会へご相談ください～

問い合わせ先

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地 ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

TEL (058) 327-8610 FAX (058) 327-5323

同巢南支部

〒501-0304 瑞穂市田之上 597 番地 老人福祉センター内

TEL/FAX (058) 328-5174

メールはこちら



メール

chiiki@mizuho-shakyo.org



ふれあい・いきいきサロン実施一覧

令和5年4月1日現在

	サロン名	開催日時	場所	対象
1	ふれあいサロン・馬場	第2・第4土曜日 8時30分～	馬場公民館	概ね50歳以上の方
2	馬場東いきいきサロン	第1・第3火曜日 9時30分～	馬場公園集会所	馬場東在住の65歳以上の方
3	悠・楽・笑 生津サロン	第2金曜日 10時～	上生津公民館	原則として概ね60歳以上の方
4	下生津井戸端カフェ	毎週金曜日 9時30分～	下生津公民館	どなたでも
5	西只越ふれあいサロン	第1火曜日 13時30分～	西只越公民館	西只越在住の65歳以上の方
6	すこやかサロンさくら会	第2土曜日 13時30分～	東只越公民館	東只越在住の高齢者の方
7	井場ふれあいサロン	第1日曜日 10時～	井場公民館	井場在住の概ね60歳以上の方
8	桜町ふれあいサロン	第2火曜日 10時～	駅北公民館	桜町在住の方
9	駅前みどり会サロン	第3火曜日 9時30分～	駅西会館	駅前3町内在住の65歳以上の方
10	ふれあいいきいき あじさいサロン	第3土曜日 10時～	別府北町公民館	どなたでも
11	中町ふれあいサロン	第2日曜日 13時～	別府中町公民館	別府中町在住の方
12	南町ふれあいサロン	第2日曜日 13時30分～	別府南町公民館	別府南町在住の60歳以上の方
13	西畑いきいきサロン	第3火曜日 13時30分～	西畑公民館	西畑在住の60歳以上の方
14	ほづみふれあいサロン	第4日曜日 10時～	長光寺門徒会館	前所・村中・庄屋敷在住の方
15	橋本ふれあいサロン	第2月曜日 11時～	サン・プラスパ (みかみ)	どなたでも
16	柳一色ふれあいサロン	第3木曜日 9時30分～	柳一色公民館	柳一色在住の65歳以上の方
17	ひだまりサロン	第1水曜日 9時30分～	十九条公民館	十九条在住の方
18	あいあいサロン	第2木曜日 13時～	牛牧団地公民館	牛牧団地在住の概ね60歳以上の方
19	野白新田ふれ愛サロン	第3日曜日 10時～	野白公民館	野白新田在住のかた
20	祖父江いきいきサロン	第2水曜日 9時30分～	瑞穂市水防センター	祖父江在住の60歳以上の方
21	伯母塚ふれあいいきいき サロン	第4日曜日 10時～	伯母塚公民館	伯母塚在住の65歳以上の方
22	七崎ふれあいサロン	第2水曜日 10時～	座倉公民館・ 一ツ木公民館	七崎在住の60歳以上の方
23	サロン・スマイル	第4水曜日 10時～	居倉公民館	居倉在住の概ね50歳以上の方
24	もりもりサロン	第3木曜日 9時～	森公民館	森在住の60歳以上の方
25	下唐栗ふれあいサロン	第1金曜日 9時30分～	下唐栗公民館	下唐栗在住の方
26	大宮サロン	第2火曜日 9時30分～	大月公民館・ 宮田公民館	大月・宮田在住の高齢者の方
27	美江寺ふれあいサロン	第1月曜日 13時30分～	美江寺公民館	美江寺在住の65歳以上の方

28	十七条ふれあいサロン	第3木曜日 13時30分～	十七条公民館	十七条在住の60歳以上の方
29	古橋南ふれあいサロン	第4火曜日 9時30分～	古橋南コミュニティセンター	古橋南在住の60歳以上の方
30	横屋サロンすみれ会	第4水曜日 13時30分～	横屋公民館	横屋在住の65歳以上の方
31	中宮ふれあいサロン	第1水曜日 10時～	中宮公民館	中宮在住の65歳以上の方
32	ふれあいサロンもみじ会	第2水曜日 13時30分～	呂久公民館	呂久在住の方

※各サロンの実施状況等、詳しく知りたい場合は、下記までお問い合わせください。

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地

ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

TEL (058)327-8610 FAX (058)327-5323

メール chiiki@mizuho-shakyo.org

メールはこちら



同巢南支部

〒501-0304 瑞穂市田之上 597 番地 老人福祉センター内

TEL・FAX (058)328-5174

社協の

出張サロンが やってくる!?



あなたのまちで、「社協の出張サロン」開催させてください



「サロン」は、地域に住む人たちが、気軽に集まり、楽しくおしゃべりしたり、体を動かしたり、たまには、食事をしたり・・・ふれあいながら、つながりづくり、健康づくりや生きがいつくりをする「つどいの場」です。

「社協の出張サロン」とは？

社協が地域におじゃましてサロンを開催（1回）。地域の皆さんにサロンを体験していただけます。

出張
サロ
ン



出張先は
右記のような
地域（自治会）
です。

- ・ふれあい・いきいきサロンなど、住民が定期的集まる場がない。
- ・つどいの場が必要だと声はあるが、何をすれば良いかわからない。
- ・サロンがどういうものか一度やってみて、評判が良ければ続けていきたい。
- ・サロンはあるが、「参加者が減ってしまった」「男性参加者がいない」など、大きな課題がある。課題解決のための取り組みがしたい。

※サロン未設置地区で、出張サロン開催後、地域でサロンを継続いただける場合は、安定的な運営に向けて、社協がバックアップします。

サロンを定期開催すると、次の効果があります！

- ・地域の皆さんに、サロンを楽しみにしていただけます
- ・地域の皆さんのつながりができて、地域が活性化します
- ・無理なく体を動かすこと、おしゃべりすることなどが、
皆さんの健康づくりに役立ちます
- ・地域の課題などが、把握できる場にもなります



○お気軽にお問合せください

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL (058)327-8610 FAX (058)327-5323

〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地 ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

メールはこちら



出張サロンは、皆さまからいただいております社会福祉協議会費により、実施します。

くつろぎカフェに行こう！

令和5年度



介護予防カフェで『健康づくり』

「くつろぎカフェ」という介護予防カフェを市内4か所で開催しています。
いつまでも元気で暮らせるよう、しゃべって動いて心も身体も健康に！



		くつろぎカフェ 古橋	くつろぎカフェ 駅西	くつろぎカフェ 本田	くつろぎカフェ 牛牧
場所		古橋北公民館	駅西会館	本田コミュニティセンター	牛牧南部コミュニティセンター
曜日		第2火曜日	第2木曜日	第3水曜日	第4木曜日
時間		9:30~11:00	9:30~11:30	10:00~11:30	9:30~11:30
令和 5年	4月	11日(火)	13日(木)	19日(水)	27日(木)
	5月	9日(火)	11日(木)	17日(水)	25日(木)
	6月	13日(火)	8日(木)	21日(水)	22日(木)
	7月	11日(火)	13日(木)	19日(水)	27日(木)
	8月	8日(火)	10日(木)	16日(水)	24日(木)
	9月	12日(火)	14日(木)	20日(水)	28日(木)
	10月	10日(火)	12日(木)	18日(水)	26日(木)
	11月	14日(火)	9日(木)	15日(水)	23日(木・祝)
	12月	12日(火)	14日(木)	20日(水)	28日(木)
令和 6年	1月	9日(火)	11日(木)	17日(水)	25日(木)
	2月	13日(火)	8日(木)	21日(水)	22日(木)
	3月	12日(火)	14日(木)	20日(水・祝)	28日(木)

- 内 容：健康体操、レクリエーション など
- 参加費：100円
- 対象者：どなたでも参加可能（予約不要）
- 主 催：みずほ生き生きサポーターくつろぎ隊
- 後 援：瑞穂市地域包括支援センター

お問い合わせ

瑞穂市社会福祉協議会 地域包括支援センター

☎327-4118

感染症対策を講じて実施しております



初めての方もスタッフが案内しますのでぜひ遊びに来てください！

※台風や大雪、感染症拡大防止等で、当日に連絡・予告なく開催を見合わせる場合があります。
開催の有無については、上記までお問合せください。

参加
無料

認知症になってもあんなまちづくり

令和5年度 市民のための

認知症勉強会

認知症サポーター養成講座

認知症ってなあに？ 認知症の人にどんな風に接したらいいの？
身近な人が認知症かも！？ そんなときどうしたらいい？ などなど！
心配なことや 今までの疑問がスッキリ！
その他に 認知症に関する本の紹介があります。 ※毎回同じ内容で行います

瑞穂市在住
在勤・在学
のかたは、どなたも
ご参加いただけます

平日コース



休日コース



会 場 瑞穂市図書館 本館
2階 学習室
(瑞穂市稲里28-1)

開催日 ①令和5年7月21日(金)
②令和5年9月15日(金)
③令和6年1月19日(金)
④令和6年3月15日(金)

時 間 午後1時30分～3時
(受付 午後1時15分～)

会 場 ココロかさなるCCNセンター
(瑞穂市総合センター)
1階 地域福祉ルーム
(瑞穂市別府1283)

開催日 ①令和5年 5月27日(土)
②令和5年11月25日(土)

時 間 午後1時30分～3時
(受付 午後1時15分～)



※受講された方には、オレンジリングと
認知症サポーター認定証をお渡しします。
※受講された企業・団体には、協力店・企業
としてのステッカーをお渡しします。



感染防止対策としまして、受講の際
には検温、マスクの着用をお願い
いたします。



瑞穂市マスコットキャラクター
かきいね

【申込・お問合せ】 瑞穂市地域包括支援センター

〒501-0222 瑞穂市別府 1283

ココロかさなるCCNセンター(瑞穂市総合センター)1階

TEL 058-327-4118 FAX 058-327-5304

※天災や感染症対策等により、日程が変更となる場合があります

令和5年度 市民のための

認知症勉強会

認知症サポーター養成講座

【参加申込書】

開催日 (参加希望日を○で囲んでください) ※毎回同じ内容で行います	平日コース	① 令和 5年 7月21日(金) 申込締切: 令和5年7月14日(金)
		② 令和 5年 9月15日(金) 申込締切: 令和5年9月11日(月)
		③ 令和 6年 1月19日(金) 申込締切: 令和6年1月15日(月)
		④ 令和 6年 3月15日(金) 申込締切: 令和6年3月11日(月)
	休日コース	① 令和 5年 5月27日(土) 申込締切: 令和5年5月22日(月)
		② 令和 5年11月25日(土) 申込締切: 令和5年11月20日(月)
お名前		
住所		
電話番号		
備考		

※参加ご希望のかたは、上記にご記入のうえ、瑞穂市地域包括支援センターにお申込みください。

※お申し込みで得た個人情報は、本講座の運営管理の目的以外では使用しません。

お申込みは
電話・FAX・
メールで

瑞穂市地域包括支援センター

ココロかさなるCCNセンター(総合センター)1階

TEL: 058-327-4118

FAX: 058-327-5304

Mail: houkatsu@mizuho-shakyo.org



令和5年4月20日

自治会長 各位

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

会長 松原 隆行

福祉作業所の製品カタログについて

陽春の候、各位にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本会の事業推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会が運営する福祉作業所「豊住園」及「すみれの家」では、障がいを持つ方が自身の自立支援を行うために、いろいろな自主製品を作って販売し、工賃を得るという活動を行っており、自治会の敬老会やその他事業の中でご活用をいただいているところです。

つきましては、両作業所の製品カタログをお配り致しますので、今年度のおきましてもご活用をご検討いただければ幸いです。

なお、原料等の価格の状況により、この後変動になることも見込まれますので、お求めの際は、納品のご希望日の1か月前には、あらかじめご連絡・ご相談いただきますようお願いいたします。

問合せ	豊住園	058-327-9947
	すみれの家	058-328-7187

福祉機器を貸し出します!

(車椅子・歩行器・四点杖)

市内に在住のかたで、身体の障がいや病気等のために、一時的に福祉機器が必要なかたに福祉機器等日常生活用具を貸し出します。一度、ご相談ください。

◆対象者

- ・市内在住のかたで、一時的に福祉機器を必要とするかた
- ※要介護認定を受けていて、介護保険サービスで福祉機器を借りることができるかたは対象外。ただし、外出時など一時的な利用であれば可能。

◆利用例

- ・旅行・遠距離外出時
- ・入院や入所中の一時帰宅時
- ・要介護認定がおりるまでの間
- ・日常生活用具購入までの間
- ・ケガや病気が回復するまでの間 など



◆福祉機器の種類・料金

機器の種類	利用料金
車椅子	月額 500円
歩行器	月額 300円
四点杖	月額 100円

※1か月未満であれば、利用料金が無料。
返却時に貸出した日数に応じて、利用料を算出します。

(裏面へ)

◆申請方法

瑞穂市社会福祉協議会又は同巢南支部の窓口で、申請してください。

◆貸出期間

3か月を限度とします。

◆破損・減失

機器を破損したときは、瑞穂市社会福祉協議会までご連絡ください。

福祉機器を原状回復できない程度に汚損、破損した場合は、申請者の負担によって修理するか、又は同等の物に買い替えていただくこともあります。

◆返却

入院等の場合を含め、機器を必要としなくなった場合は、福祉機器を返却していただきます。

退院等で再び福祉機器を必要とされる場合は、新たに申請してください。

【申請・問い合わせ先】

○社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

岐阜県瑞穂市別府1283番地 ココロかさなるCCNセンター
(総合センター) 1階

☎058-327-8610

○社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会巢南支部 (老人福祉センター内)

岐阜県瑞穂市田之上597番地

☎058-328-5174

この事業は、社会福祉協議会会員の皆様からいただいた心温まる会費を活用しています。

<令和5年4月作成>

福祉車両を貸し出します！

車椅子のまま乗ることができるスロープ付きの車を貸し出します。外出や通院などにぜひ、ご利用ください。

❖ 対象者

瑞穂市在住のかたで、一般の車両では外出が困難な障がい者や高齢者など。

❖ 運転者

利用責任者のかたが確保してください。

＜運転者の条件＞

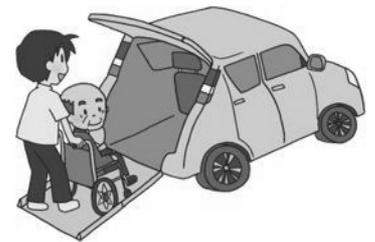
満75歳未満の利用者の家族などで第1種普通運転免許取得しており、常に安全運転を心がけているかた。

❖ 利用範囲

瑞穂市内および利用時間内に往復できる範囲内です。

❖ 利用日時

年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までです。
(1人の利用者につき1カ月5回までとなります。)



❖ 利用料

無料です。

ただし、走行距離が50キロを超える場合は消費した燃料を補充して返却してください。

※有料道路、有料駐車場等にかかる費用は各自で負担してください。

❖ 申込み方法

事前に、瑞穂市社会福祉協議会に「福祉車両利用責任者登録申請書」と「福祉車両利用誓約書」を提出し、利用責任者登録の申請を行ってください。

登録が決定した後、利用希望日の前々月の1日から前日までに「福祉車両利用申請書」を提出し、予約してください。

※ 必要書類は、本会窓口でお渡しします。

※ 運転者は、運転免許証の写の添付が必要です。

❖ その他

○福祉車両の乗降にともなう介助は、運転手が行ってください。それ以外に介助を必要とする場合は利用責任者に介助者を確保していただきます。

○登録の有効期限は、3年です。その後、継続して登録を希望される場合は、再度申請することができます。



- **利用責任者および運転者の義務**

利用責任者は、善良な管理者としての注意をもって、福祉車両の利用中の車両管理について、全責任を負うものとします。

利用責任者および運転者は、福祉車両の利用後、車内清掃を行ってください。また、運行前点検記録表と運転日報により、運行状況並びに車両点検の報告を行ってください。

- **損害賠償**

福祉車両の利用により生じた損害賠償の責任は、当該福祉車両にかかる自動車損害賠償保険等各種保険等で対応できるものを除き、その他一切の責任は利用責任者が負うものとします。

❖ **申込み・問い合わせ先** ❖

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

瑞穂市別府1283番地 ココロかさなるCCNセンター
(総合センター)内

☎058-327-8610

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 巢南支部

瑞穂市田之上597番地 (老人福祉センター内)

☎058-328-5174



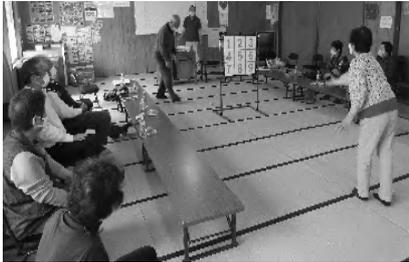
本事業は皆さまからいただいた社会福祉協議会会費で実施しています。

<令和5年4月作成>

レクリエーション等の備品をお貸しします！

地域福祉を進める活動、地域のかたどうしの交流や、つながりづくり活動等にご活用ください。

使用例



ふれあい・いきいきサロンでのようす



多世代交流型サロンでのようす

—レク備品の一部をご紹介します—



	<p>シュートゲーム</p> <p>室内で体を使って楽しめます。狙いを定めてシュート！</p>		<p>ゲーゴールゲーム</p> <p>ゲートボールのパターで得点ゾーンを目指します。室内で体を使って楽しめます。</p>
	<p>ポッチャ</p> <p>ポッチャはパラリンピック種目にもなっており、どなたでも楽しめます。</p>		<p>ポッパーガン</p> <p>電子ターゲット付きで音も出ます。スコアを集計し競います。気分はガンマン？</p>

他にも楽しめる備品がたくさんあります♪

貸し出しについて



- 対象者 市内で地域福祉に貢献する活動等をされるかた
 - 貸出期間 7日間
 - 使用料 無料
 - 問合せ先 瑞穂市社会福祉協議会本部 (☎327-8610) または 巢南支部 (☎328-5174)
- ※本会ホームページにパンフレット、申請書類を掲載しています。

🍄 本事業は、赤い羽根共同募金の配分金により実施しています。



